

社会福祉法人黎明会 役員等報酬及び費用弁償規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人黎明会（以下「法人」という。）定款第9条および第23条も規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 役員等が理事会に出席したとき、評議員等が評議員会に出席したとき、評議員選任・解任委員等が評議員選任・解任委員会に出席したとき、監事が事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。

2 第1項に定める業務以外の日において、法人業務及び事業運営のために業務にあたった場合には、別表2により報酬を支給する。

3 業務内容により理事長が必要と認める場合は、この限りではない。

(費用弁償)

第3条 法人の業務の為の移動費用は、別表3に定める額の費用を弁償する。

(改 定)

第4条 この規程の改定については、評議員会の議決を要する。

附 則

本規程に伴い、役員費用弁償規程は破棄とする

この規程は、平成29年6月30日より施行する。

別表 1

名称	報酬
理事会出席報酬	日額 5,000 円
監事監査指導報酬	日額 5,000 円
評議員会出席報酬	日額 5,000 円
評議員選任・解任委員会出席報酬	日額 5,000 円

別表 2

名称	報酬
理事長業務報酬	日額 10,000 円
理事・監事業務報酬	日額 10,000 円
評議員業務報酬	日額 10,000 円
評議員選任・解任委員業務報酬	日額 10,000 円

別表 3

名称	報酬
県内在住役員、評議員、評議員選任・解任委員	日額 3,000 円
県外在住役員、評議員、評議員選任・解任委員	日額 6,000 円

(注) 交通費が費用弁償の額を超える場合は、本人の選択により費用弁償額または実費交通費のいずれかを支払う。